

公衆トイレ（駅南、唐沢山ポケットパーク）清掃業務委託仕様書

この仕様書は、作業の概要を示すものであり、現場の状況に応じて軽微なものについては、仕様書に記載されていない事項であっても誠意をもって行い、発注者が美観又は建物管理上必要と認めた作業は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1. 清掃業務委託場所

(1) 駅南公衆トイレ

①所在 佐野市若松町485番地

②清掃区分面積 27.85㎡

(2) 唐沢山ポケットパーク公衆トイレ

①所在 佐野市富士町1番地10

②清掃区分面積 13㎡

2. 清掃業務の委託に関する基本事項

(1) 清掃作業箇所及び内容は本仕様書及び添付される別表により行う。

(2) 受託者は実施工程表及びその方法を定め、これによった作業実施計画表を提出し、承諾を受けるものとする。

(3) 清掃不完全の場合又は清掃の必要が生じた時は、発注者は受託者に対し必要な指示をし、受託者はこれに従うものとする。

(4) 清掃業務に要する機械器具及び消耗品等は原則として受託者の負担とし、使用材料は品質良好なものを使用する。

(5) 受託者が業務遂行のために必要とする電気、水道については発注者が無償で提供するが、その他清掃に要する費用は、すべて受託者の負担とする。

(6) 常に細心の注意をもって作業を実施し、建物、付属設備及び物品等に故意若しくは重大な過失によって損害を与えたときは受託者が負担するものとする。

(7) 作業中に生じた作業員の事故については、すべて受託者の負担とする。ただし、発注者が免除したのものについてはこの限りではない。

(8) 破損箇所を発見したとき又は器具等に異常を認めたときは、直ちに発注者に報告する。

(9) 服装、言動には十分気をつける。

(10) 業務の実施にあたり知り得ることのできる秘密事項を一切漏らさない。

(11) 清掃作業について、作業日誌等の報告書を提出する。

3. 清掃業務の実施要項

(1) 作業期間

令和3年8月1日～令和6年7月31日

(2) 作業時間帯

午前中の利用者が少ない時間帯（駅南公衆トイレのみ。唐沢山ポケットパーク公衆トイレについては時間帯の指定はしないものとする。）

(3) 作業日

駅南公衆トイレについては1日1回、唐沢山ポケットパーク公衆トイレについては週1回（月曜日。ただし、月曜日が祝休日の場合はその翌日とする。）とする。

4. 作業要領

(1) 駅南公衆トイレについて

①基本事項

別表1による作業を行う。

②床面の清掃

・紙くず、たばこの吸いがら等を予め拾い、その後デッキブラシをかけ水で流し、モップ

で水分をとる。

③壁面・天井（蛍光灯含む）・窓ガラスの清掃

- ・落書があった場合は消す。消えない場合は発注者へただちに連絡する。
- ・天井（蛍光灯）のクモの巣等を除去する。
- ・窓ガラスが汚れていたら拭き取りをする。

④器具等の清掃

- ・手洗い器及び便器等の衛生陶器は、たわし等で洗剤を使用して洗浄し、乾いた布で乾拭きによって仕上げをする。特に便器は、必要に応じて希塩酸等を使用して洗浄する。
- ・金物は、真鍮磨き又は専用洗剤を使用し、清潔な布で仕上げをする。
- ・トイレットペーパーは、受託者の負担とし、常に注意して寸時も切らさぬよう、又交換の場合は無駄のないように心掛ける。
- ・汚物入れ等は使用可能な状態にあるように適宜内容物を処理し、清潔な状態を保てるよう、適宜洗い拭きの処理をする。

(2) 唐沢山ポケットパーク公衆トイレについて

①基本事項

別表2による作業を行う。

②床面の清掃

- ・ホーキ等を使用して清掃を行い、水拭き又は中性洗剤で洗浄し、乾いたモップで水分を拭き取り仕上げをする。
- ・飲料その他による汚染は、発見次第、適正な洗剤で速やかに取り除く。

③壁面清掃

- ・ホーキ等を使用し塵等をはらい、必要に応じて水拭き又は中性洗剤で洗浄する。
- ・飲料その他による汚染は、発見次第、適正な洗剤で速やかに取り除く。
- ・ガラス面は、必要に応じて窓枠、敷居等の汚れを除去し、内外面を磨き拭き上げる。
- ・落書があった場合は消す。消えない場合は発注者へ連絡する。

④衛生陶器等器具の清掃

- ・手洗い器及び便器等の衛生陶器は、たわし等で洗剤を使用して洗浄し、乾いた布で乾拭きをし、仕上げをする。特に便器は、必要に応じて希塩酸等を使用して洗浄をする。
- ・金物は、真鍮磨き又は専用洗剤を使用し、清潔な布で乾拭きをし、仕上げをする。
- ・トイレットペーパーは、受託者の負担とし、常に注意して寸時も切らさぬよう、又交換の場合は無駄のないように心掛ける。

⑤その他の清掃

- ・汚物入れ等は使用可能な状態にあるように適宜内容物を処理し、清潔な状態を保てるよう、適宜洗い拭きの処理をする。
- ・駐車場敷地内の除草
- ・駐車場敷地内のごみ収集

5. その他

(1) 清掃用具は常に整理整頓して清潔にしておくこと。

(2) この仕様書によるもののほか、細目については両者協議のうえ、別に定めるものとする。

別表 1

清 掃 内 容	毎日清掃
デッキブラシをかける	○
水で流し床をモップで拭く	○
紙くず等処理	○
汚物・吸いがら等の処理	○
消耗品補給	○
衛生陶器の清掃	○
金属面の磨き清掃	○
排水口の清掃	随時
天井（蛍光灯含む）のクモの巣等の処理	随時
窓ガラス清掃	随時

別表 2

清 掃 内 容	週 1 回清掃
床面清掃	○
壁面清掃	○
ガラス面清掃	適宜
衛生陶器の清掃	○
金属面の磨き清掃	○
消耗品補給	適宜
汚物等の処理	○
駐車場敷地内除草作業	○
駐車場敷地内のごみ収集	○